

第5次 坂戸市 一般廃棄物処理基本計画

2026（令和8）年度～2035（令和17）年度

「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」



2026（令和8）年3月
坂戸市

はじめに



私たちの暮らしには、日常生活で生じる廃棄物の削減や適正処理に取り組む責任が伴います。便利さや快適さを享受する一方で、温室効果ガスを起因とする気候変動やプラスチックごみによる環境汚染等の環境問題が深刻化しており、限りある資源をいかに循環させ、持続可能な社会につなげるかが重要な課題となっています。

国においては、循環型社会を実現するため、「循環型社会形成推進基本法」のもと廃棄物の減量やリサイクルを進めています。令和元年に「食品ロス削減推進法」が施行され、家庭や事業所の食品ロス削減を推進しています。また、令和4年に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック廃棄物の排出抑制や再資源化を行うことが求められています。さらに、令和6年に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、資源を価値ある形で循環させる「循環経済」への移行を国家戦略として推進していく方針が示され、廃棄物を単なる処理対象にとどめず、経済活動の一環として再利用・再資源化する取組が進んでいます。

本市においても、これらの国の動向を踏まえ、今後のごみ処理施策等の基本的な方針を示すものとして、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。一般廃棄物には、ごみに加え、し尿及び浄化槽汚泥も含まれることから、本計画は、ごみ処理や食品ロスに係る「ごみ処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」と、し尿及び浄化槽汚泥の発生源となる生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」で構成しており、廃棄物の削減と適正処理を軸に、リユース可能な資源を活用する取組を積極的に推進するとともに、食品ロスの削減を家庭や事業活動に根付かせるための啓発活動等を通じて、環境問題に対する意識を高め、持続可能な地域社会づくりを推進してまいります。また、生活排水処理では、市内に流れる6つの河川の清らかな水辺を守り、快適に暮らせるまちとなるよう、生活排水処理率の向上に取り組んでまいります。

環境問題の解決には、一人ひとりの小さな行動が有効な手段につながると確信しています。本計画に基づく施策を実行し、市民・事業者の皆様と共に未来の世代にも誇れる環境を創り上げることを目指します。本市の廃棄物行政に対しまして、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました坂戸市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました皆様に心より感謝を申し上げます。

令和8年3月

坂戸市長 石川 清

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の趣旨.....	1
第 2 節	計画の位置付け.....	2
第 3 節	計画とSDGs	3
第 4 節	計画対象地域	5
第 5 節	計画期間	5
第 6 節	対象廃棄物の範囲.....	5
第 7 節	一般廃棄物を取り巻く国及び県の動向（関係法令含む）	6
第 2 章	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	13
第 1 節	ごみ処理の現状.....	13
第 2 節	前計画施策の評価.....	32
第 3 節	市民・事業者意識調査（アンケート）結果概要.....	37
第 4 節	ごみ処理の課題.....	40
第 5 節	将来予測	43
第 6 節	基本理念・基本方針	45
第 7 節	目標値の設定	48
第 8 節	重点的に取り組む基本方針	51
第 9 節	市民・事業者・行政の役割	53
第 10 節	収集運搬計画	56
第 11 節	中間処理計画	57
第 12 節	最終処分計画	58
第 13 節	その他ごみ処理に関する対策	59

第3章	食品ロス削減推進計画	61
第1節	計画策定の趣旨	61
第2節	計画の期間	61
第3節	食品ロス削減推進計画の位置付け	62
第4節	食品ロスの現状と課題	63
第5節	基本理念・基本方針	67
第6節	市民・事業者・行政の役割	69
第4章	一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	71
第1節	生活排水処理等の現状と課題	71
第2節	計画処理区域内人口・処理量の実績	73
第3節	生活排水処理等の課題	75
第4節	生活排水の処理形態別人口推計	76
第5節	生活排水処理計画	78
第5章	計画の進行管理	83
資料編	85
資料1	地域概況	86
第1節	自然特性	86
第2節	社会的特性	88
資料2	本市のごみ処理の変遷	92
資料3	坂戸市の指数値	97
資料4	将来予測と目標達成した場合の推計	99
資料5	ごみ・生活排水に関するアンケート調査（市民） ...	105
資料6	ごみに関するアンケート調査（事業者）	130
資料7	計画の策定経過	150

計画文言の表記

「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」に使用する法及び関連計画で使用される文言が複雑であることから、本計画書内における文言を以下に示すとおりに定めるものとします。

正式名称	本計画書内における表記
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	「廃棄物処理法」
資源の有効な利用の促進に関する法律	「資源有効利用促進法」
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	「小型家電リサイクル法」
食品ロスの削減の推進に関する法律	「食品ロス削減推進法」
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	「プラスチック資源循環法」
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律	「再資源化事業等高度化法」
第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画 (中間年次改訂版)	「前計画」
第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画	「本計画」

